

南三陸町 次期総合計画 基本計画骨子案
(現状と課題)

南三陸町

平成 27 年 8 月

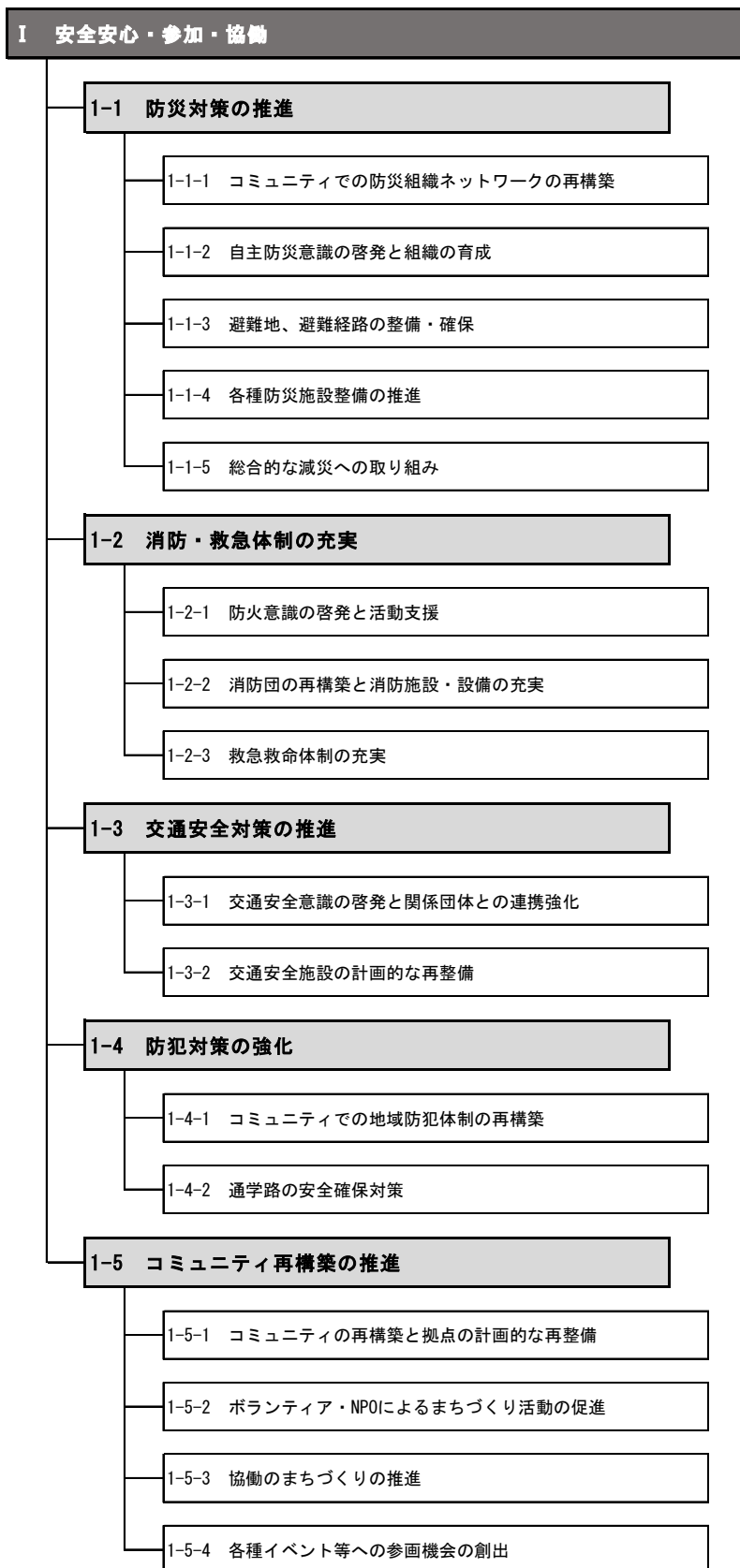
目次

政策 1 安全安心・参加・協働	1
1-1 防災対策の推進	2
1-2 消防・救急体制の充実	3
1-3 交通安全対策の推進	4
1-4 防犯対策の強化	5
1-5 コミュニティ再構築の推進	6
政策 2 産業振興・自然環境・生活環境	7
2-1 農林業の振興	8
2-2 水産業の振興	9
2-3 商工業の振興	10
2-4 観光・交流の振興	11
2-5 雇用対策の充実・企業の支援	12
2-6 資源循環型社会の形成	13
2-7 生活衛生環境の充実	14
2-8 環境と調和した快適な住環境の整備	15
2-9 道路・公共交通網の充実	16
2-10 安全で安定した水の供給	17
2-11 計画的な土地利用の推進	18
政策 3 健康・医療・福祉	19
3-1 健康づくりの推進	20
3-2 地域医療の充実	21
3-3 高齢者福祉の推進	22
3-4 障害者福祉の推進	23
3-5 子育て支援の充実	24
3-6 地域福祉の充実	25
政策 4 教育・生涯学習	26
4-1 生きる力を育む学校教育の充実	27
4-2 生涯学習の推進	28
4-3 スポーツの振興	29
4-4 文化の継承と創造	30

政策 5 行財政運営	31
5-1 開かれた町政の推進	32
5-2 効率的・合理的な行財政運営の推進	33
5-3 時代に対応した組織の構築と運営	34
5-4 広域連携の推進	35
5-5 交流・人権の推進	36
5-6 持続可能な地域社会の形成	37

※政策 1～5 に対応するタイトル（例：安全安心・参加・協働）については、政策分野の領域を示すキーワードであり、仮称となります。

政策 1 安全安心・参加・協働



※政策に対応するタイトル(安全安心・参加・協働)については、政策分野の領域を示すキーワードであり、仮称となります。
※それぞれの施策にぶら下がる基本事業については、現在調整中であり、今後見直す可能性があります。

1-1 防災対策の推進

1. 現状と課題

私たちは、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災により、想定外の事象に備えることの重要性を再認識させられました。今後の本町においては、例えば津波対策においては、最大クラスの津波を想定し、「逃げる」を基本としながらも、海岸施設整備等によって「防ぐ」他、住まいの高台移転や低地の土地利用規制等によって「安全な場所（高所）に暮らす」等といった「減災」の考え方を加え、ハード・ソフトともに有効な対策を組み合わせ、総合的に防災対策に取り組む必要があります。

また、災害発生時に生命や財産を守る上で第一に頼れる存在は自分自身、そして、家族や地域の住民です。町民個人が常日頃から、いざという時は「自分たちの身は自分たちで守る」という危機意識を持ち備えることが重要であり、これら意識の醸成と、加えて地域や町民による自主防災活動の強化について全町をあげて取り組む必要があります。

1-2 消防・救急体制の充実

1. 現状と課題

日常生活における安全で安心なまちを実現するためには、自然災害への備えだけでなく、火災に対する予防や火災発生時の初期消火体制の確立、また突然の病や事故等に迅速に対応するための救急体制の充実が重要となります。

本町を含む気仙沼本吉地域においては、昭和 47 年に気仙沼本吉地域広域行政事務組合消防本部が設置され、広域的な消防・救急体制の整備が進められてきました。また、三陸縦貫自動車道の整備により、緊急時における都市部の高度医療施設との連携や災害時の支援体制の充実が進められています。

東日本大震災後においては、常備消防に関して、消防署が被災したため、今後消防署庁舎を始めハード面の整備を充実していくとともに、広域連携の体制を築いていくことが求められます。

また、高台住宅団地への移転に伴いコミュニティの再構築にあわせて消防団の再編成が必要となります。全国的な課題となっている消防団の高齢化は本町においても同様であり、若い人員の確保が求められます。

1-3 交通安全対策の推進

1. 現状と課題

本町では都市部に比べて重大な交通事故の発生は多くありませんが、全国的にみると、飲酒運転やスピード違反による悪質な交通事故が後を絶ちません。今後、観光・交流の活発化を目指していく中で、三陸縦貫自動車道の整備に伴い交通量の増加が予想されることや、高齢化に伴って高齢者ドライバーが増える等、新たな交通事故発生要因の増加が予想されます。

今後も、適切な交通安全施設の整備、補修を行っていくとともに、交通事故の防止を目的とした市街地や地域での高齢者や幼児、児童、生徒等の交通弱者に対する安全確保や交通安全対策をこれまで以上に充実させていくことが必要となります。

また、本町では、「交通安全は茶の間から」を合言葉に、長年にわたり取り組んできた交通安全関係団体の草の根的な活動の成果が着実に上がっていました。しかし、東日本大震災以降活動を休止している団体もあり、このような団体に対して適切な支援を行い、連携を深めていくことが必要となります。

1-4 防犯対策の強化

1. 現状と課題

全国的に幼児・児童・生徒を対象とした犯罪や、また彼ら自身が加害者となるような犯罪が深刻化しています。本町においても、東日本大震災後の近年も一定の犯罪が発生しており、また犯罪の形態も時代とともに変化してきています。

行政における防犯対策は、地域安全指導員による防犯パトロールの実施や啓発活動、防犯灯の整備等を進めていますが、地域において犯罪を抑止するためには、地域住民、行政、防犯団体の連携により町内の隅々まで見渡す地域の目が行き渡っていることが重要です。

本町においては、高台住宅団地への移転に伴い、コミュニティが再構築される中で、地域住民や防犯団体等が確実に連携し、犯罪を見逃さない防犯体制の形成を目指していくことが求められます。

1-5 コミュニティ再構築の推進

1. 現状と課題

少子高齢化及び人口減少が深刻化し、一方で町民ニーズが多様化・複雑化している中で、行政運営において、生活に身近な地域コミュニティが担う役割はもはや不可欠なものとなっています。高齢者介護や子育て支援等、行政の取り組みや民間市場によるサービスだけでは個々のニーズに対応できない状況にあり、これからの地域社会が持続していくためには、住民相互が助け合う社会の構築が必須となります。

また、震災後の本町においては、高台住宅団地への移転に伴ってコミュニティが再構築されることとなりますが、震災前のコミュニティを失ったわけではないことを認識し、新たなコミュニティと震災前のコミュニティそれぞれについて、重層的につながりを広げていくことが求められます。

これらのことから、生涯学習センターや公民館等を核とした地域コミュニティ活動支援のための仕組みづくりと、自立や地域課題の解決に向けた住民自治を促進していくことが重要となります。そのためには、分野を超えた連携によって推進していくとともに、またこれら施設の整備・充実も求められています。

政策 2 産業振興・自然環境・生活環境

II 産業振興・自然環境・生活環境	
2-1 農林業の振興	
2-1-1	農地の保全と活用
2-1-2	農業経営の維持・改善と担い手の確保
2-1-3	安全・安心な農業の確立と地元消費の拡大
2-1-4	計画的な森林整備の推進と森林資源の有効活用
2-2 水産業の振興	
2-2-1	資源管理型漁業の推進
2-2-2	漁業関連団体の支援と連携強化
2-2-3	漁場環境の保全
2-2-4	水産基盤の整備
2-2-5	地産地消の推進
2-3 商工業の振興	
2-3-1	商工会との連携強化と商店街活性化の支援
2-3-2	地元既存企業の支援
2-3-3	企業誘致の促進
2-4 観光・交流の振興	
2-4-1	観光資源の整備・活用
2-4-2	観光地域づくりの推進・活用
2-4-3	地域資源を活用した交流事業の推進
2-4-4	感謝・絆プロジェクトの推進
2-4-5	国内外タウンプロモーション事業の推進
2-5 雇用対策の充実・起業の支援	
2-5-1	関係機関、企業連携による雇用の拡大
2-5-2	産官学連携による起業支援
2-5-3	高齢者の就業支援
2-5-4	若年労働者支援
2-6 資源循環型社会の形成	
2-6-1	資源循環型社会形成の推進
2-6-2	地球温暖化対策の推進
2-6-3	河川・海域環境の保全
2-6-4	森林環境の保全
2-7 生活衛生環境の充実	
2-7-1	公衆衛生活動の推進
2-7-2	廃棄物等の効率的・適正な処理の推進
2-7-3	ごみ処理施設の整備・検討
2-8 環境と調和した快適な住環境の整備	
2-8-1	町営住宅の環境の維持向上
2-8-2	高齢者・障害者住宅の充実
2-8-3	定住人口維持に向けた住宅地の検討
2-8-4	安全安心の住宅整備
2-9 道路・公共交通網の充実	
2-9-1	広域交通網の整備促進
2-9-2	適切な道路維持管理・整備の推進
2-9-3	道路交通網の充実
2-9-4	鉄道輸送の充実
2-10 安全で安定した水の供給	
2-10-1	上水道事業の確立
2-11 計画的な土地利用の推進	
2-11-1	環境保全と開発が調和した土地利用の推進

※政策に対応するタイトル
（産業振興・自然環境・生活環境）については、政策分野の領域を示すキーワードであり、仮称となります。
※それぞれの施策にぶら下がる基本事業については、現在調整中であり、今後見直す可能性があります。

2-1 農林業の振興

1. 現状と課題

本町の農業については、地形的特徴により小規模農地が多いため、園芸等施設型農業を中心に発展してきました。東日本大震災の津波により被災した農地については、瓦礫や堆積物の撤去や除塩等の復旧を行うとともに、圃場整備により生産基盤の強化に取り組んでいきます。今後とも生産力の向上のために、効果的な営農環境づくりに取り組むとともに、農業経営の効率化及び担い手確保等にも努めていくことが重要になります。

また、地場産材を活かし学校給食等における地元消費の拡大や付加価値の高い農産物の生産を積極的に推進していくことが求められます。

林業については、現在は輸入木材の影響等による国内木材価格の低迷や、後継者不足等により森林業の施業管理が滞っている森林が多く見られることが課題となっています。森林面積が町土面積の約80%を占める本町としては、これからも森林資源の有効活用を行うていくことは不可欠であり、FSC等の認証制度を活用した適正な森林管理及び森林経営を計画的に進めることにより、森林が持つ多様な公益機能を発揮させるとともに、林業所得の向上を図る必要があります。

2-2 水産業の振興

1. 現状と課題

東日本大震災後に大きく落ち込んだ水揚げは徐々に回復しているものの、魚市場の水揚げの割合の大きいシロサケは来遊予測が難しいものとなっています。また、津波で洗われた磯根資源も、ウニの繁殖に海藻の繁茂が追いつかず磯焼け状態となっています。有用な資源とならないものについては、肥料化試験を経て農地への散布を行い、豊かな大地、土壌づくりに貢献しています。このような資源構成・資源管理を通じ、地場製品のブランド化につなげるとともに、また採取・漁獲のみに頼らず、資源や環境を守りながら生産の質を高めていくことが重要となります。

また、震災以降放射能汚染により生鮮食品への関心が高まっていることから、消費者の目は一層厳しくなっています。そのため、本町においては安全・安心な食品を求める声に応えるとともに、HACAP 対応やトレーサビリティの確立にも努めています。水産加工施設の復旧が進み、ASC 認証の取得に向けての取り組みも進めています。南三陸町ブランドの確立を目指しつつ、輸出も視野にいたした対応に取り組み、今後とも本町の産業を牽引していくことが求められます。

加えて、現在は、復興支援で来町されているボランティアとともに、生産の現場を知る機会の創出のため、漁業体験を通じたブルーツーリズムの構築を行っています。今後も関係団体との連携を図りながら、一層の取り組みを進めていくことが必要となります。

このほか、水産業を振興するに当たっては、生産者が働きやすい就労環境づくりや意欲ある担い手を確保するためにも作業所等の施設の改善が求められます。被災後現在の漁港施設では漁業就労活動に支障をきたすことも少なくありません。そのため、漁港施設の改修や維持修繕等により、漁港機能を保全することも重要となります。

2-3 商工業の振興

1. 現状と課題

少子高齢化の進行や長引く経済不況と、東日本大震災による暮らしへの影響は、未だに続いています。復興により生活を取り巻く状況が変化している中で、商工業は町民の就労や所得の確保等、日々の暮らしを支える基盤であり、まちの活力を創出し、賑わいをもたらす原動力となります。

また、地域産業の中でも、小売業、サービス業の集積する商店街は、日常生活における買い物の場や地域コミュニティの場として欠かせない地域社会の生活基盤となるものです。現在は、仮設の商店街が運営されていますが、早急な商店街の再生が求められており、今後低地部の嵩上げ造成地に、志津川地区及び伊里前地区の商店街が本設されることとなっています。

商店街がこうした機能を十分に果たしていくためには、個々の商店の魅力づくりによる集客の向上を図るとともに、今後、居住場所が高台へと移っていく中で、商店街と高台住宅団地をつなぐアクセスの利便性向上の検討や、商店街と高台の商業施設のそれぞれの在り方について明確にしていくことが求められます。

また、製造業を始めとした企業の誘致についても、その雇用の確保や地域経済の再生から、積極的に進めていく必要があります。企業側の求める進出条件等の情報を収集しながら、本町の特性にあった企業の誘致を、あらゆる機会を捉えて推進していくことが重要となります。また、雇用に伴う住空間の確保についても必要となります。

2-4 観光・交流の振興

1. 現状と課題

近年の本町を訪れている観光客数は、復興特需等の影響により一時的には東日本大震災以前の水準に戻りつつあったものの、時間の経過や震災の風化とともに、緩やかな減少傾向にあり、現在は年間 75 万人程度で推移しています。

本町には、優れた自然景観と全国に誇れる水産物や農産物などの質の高い地域資源の魅力に加え、震災から復興を目指すプロセスや地域のなりわいそのものが新たな資源となっていることから、地域全体をフィールドとした「ヒト・モノ・コト」を最大限に活用した南三陸ならではの交流事業を展開し、地域活性とともに交流人口の拡大につなげていくことが必要となります。

そのためには、地域・企業・産業団体などの連携を密にし、地域における観光資源を磨き上げるとともに、経済活動の活性や若年世代の新たな雇用の場の創出など、観光交流による地域への波及効果の共有や交流事業の担い手、組織の育成が重要となります。

また、観光交流を地域づくりの手段として位置づけ、持続可能な取り組みとして確立させていくため、新たな観光戦略を機動的に展開できるプランの策定と、民間が主体となった体制づくりも重要な課題となっています。

2-5 雇用対策の充実・企業の支援

1. 現状と課題

深刻化する人口減少への対策として、町民の定住促進や、町外からの移住希望者を受け入れるためにも、町内における雇用の確保が大前提となります。現在は復興に係る土木建築関連や水産関連産業の雇用が大半を占めていますが、その後の雇用の安定確保が重要な課題となっています。今後は、三陸縦貫自動車道志津川インターチェンジも供用される中で、志津川低地部の市街地を始めとして積極的な企業誘致を行い、賃金を含めた健全な労働環境を育むとともに、労働需要を創出することが急務となります。

また、今後高齢化が進行していく中で、高齢者がいつまでも自立した生活を続け、就労を通して生きがいを感じ、いつまでも地域の一員として地域と交わり社会に参加できるよう、高齢者向けの雇用も確保していくことが求められます。

加えて、国際化が進展し産業が一層グローバル化していく中で、本町においてもその影響は避けられず、厳しい競争にさらされても勝ち残れる足腰の強い地域産業を構築していくことが求められます。そのため、望ましい強い地場企業とは何かを見極め、関連する起業支援について積極的に取り組んでいくことが重要になります。

2-6 資源循環型社会の形成

1. 現状と課題

本町においては、町、事業者及び町民の協働によって、豊かで恵まれた自然環境の保全及び創造に取り組むことを目的に、平成 17 年度に環境基本条例を制定し、平成 21 年度には「環境基本計画」を策定して取り組みを進めてきましたが、東日本大震災を受け状況は大きく変化しています。

そのため、津波被害や復興まちづくりの推進による変容を的確に捉えつつ、今後の持続的な生活と地域社会を再構築していくための見直しを行い、具体的な地域の環境保全及び環境問題の解決に向けて総合的かつ計画的に施策を推進していくことが必要となります。

また、本町では平成 25 年度に「南三陸町バイオマス産業都市構想」を掲げ、災害にも強いエネルギー源の確保や地域にあるバイオマス資源を有効活用するシステムを整え、人と環境にやさしく災害に強いまちづくりに取り組んでいます。

2-7 生活衛生環境の充実

1. 現状と課題

本町においては、これまで衛生組合長等との連携強化を通じて、ごみ分別の徹底や公衆衛生の普及を進めてきました。住宅の高台移転後も引き続き地区ごとの主体的な公衆衛生活動を支援していく必要があります。

また、騒音、振動、悪臭等の公害の発生原因の除去と発生防止に向けて、各種の取り組みを推進する必要があります。

加えて、生活排水の処理については、東日本大震災により下水道や集落排水処理施設が使用できなくなった地域での合併浄化槽の普及を促進するとともに、浄化槽汚泥処理を行う施設が老朽化していることから適正な維持管理と適切な維持補修が必要となります。

更に、現在本町では一般廃棄物の焼却を気仙沼市に、焼却灰の最終処分を県外の民間施設に、それぞれ委託をしています。一層のごみの搬出量の削減とリサイクルの推進に取り組むとともに、今後は町内の廃棄物処理関連施設の再整備を含めた廃棄物処理体制の検討を行っていくことが求められます。

2-8 環境と調和した快適な住環境の整備

1. 現状と課題

東日本大震災で被災された町民の方々の住居を確保するために、本町では災害公営住宅の整備を進めています。今後はこれらの住宅について、適切で計画的な整備・管理を行っていくことが求められます。

また、既設の住宅においては老朽化が進んでいることから、住まいの安全を確保するための改修を促進していく必要があります。

加えて、町外から本町への移住希望者を受け入れるための十分な住宅の確保が課題となります。町の恵まれた自然環境の中で、誰もが安全・安心に生活できるような住環境の整備を進めることが必要です。

更に、高齢化の進行により、今後一層一人暮らしの高齢者や高齢者世帯の増加が見込まれます。高齢者や障害者等、誰もが住み慣れた持ち家で安心して暮らし続けるための支援が求められます。

2-9 道路・公共交通網の充実

1. 現状と課題

本町の道路交通網は、国道 45 号と国道 398 号を基軸とし、県道 5 路線及び都市計画街路や幹線町道により主要な道路ネットワークを形成しています。東日本大震災により、これら道路網が遮断され、復旧が進められています。今後は、平成 27 年度に供用開始される三陸縦貫自動車道の有効活用等により、災害時の緊急輸送・搬送や県内外との広域的な交流・流通等を確実に支える交通網を再構築する必要があります。主要幹線道路である国道、県道について、より安全なルートへの再配置を進める必要があります。

また、高齢化社会の進行により、公共交通機関の果たすべき役割は一層重要となります。高台にある住まいから低地部への通勤・通学・通院・買い物等の利便性を確保するため、公共交通機関の充実は不可欠となります。震災後は、災害臨時バスの運行を無料で実施し、また町内の小中学校への通学については、スクールバスの運行で対応してきました。今後は、復興事業の進捗等に伴って、運送網の体系的な再編を行い、適切な輸送手段を確保する必要があります。

2-10 安全で安定した水の供給

1. 現状と課題

本町においては、その地形的特性から水資源のほとんどが町域内の森林によって涵養されており、安全で安定した水を供給するためには、森林の適正管理が不可欠となっています。東日本大震災によって、八幡川の取水場や浄水場等に大規模な被害を受けましたが、震災後は新たな水源の確保に向けて整備を進めています。高台に整備される住宅団地等へ水を安定的に供給するために、早期の整備完了に向けて取り組むことが必要となります。

また、平成 21 年度には上下水道の料金収納、滞納対応、施設管理を行う「南三陸ウォーターサービス」を立ち上げ、上水道事業における経営の効率化と安定化に努めてきました。今後も引き続き、自立し持続可能な上水道事業を確立していくことが求められます。

2-11 計画的な土地利用の推進

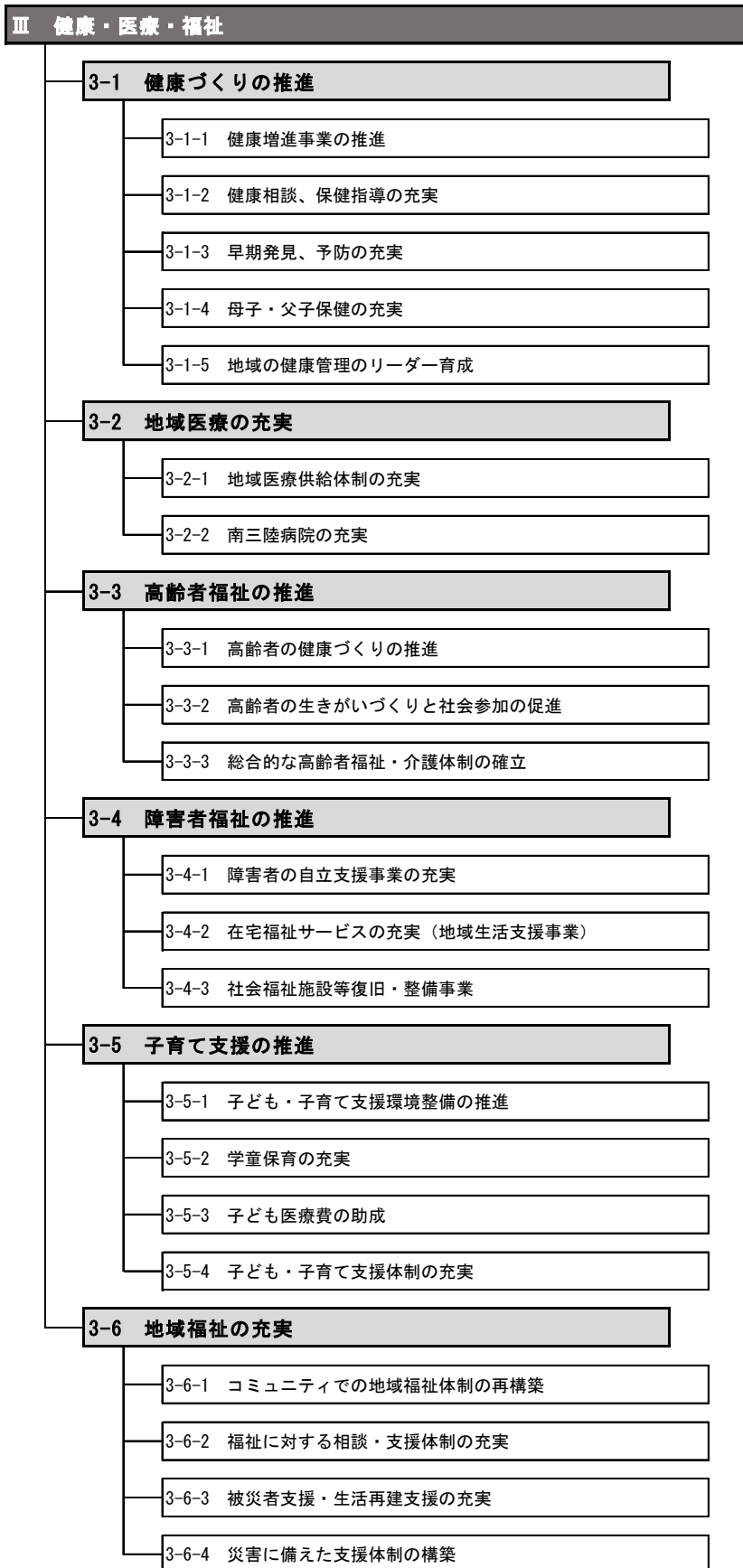
1. 現状と課題

東日本大震災による被災を受けて、本町の土地利用の在り方は大きく変化しています。「なりわいの場所は様々であっても、住まいは高台に」を基本方針とし、志津川地区の中心市街地には商業施設や復興祈念公園等をおき、高台を生活ゾーンとすることとしています。その他の地区においても、志津川地区と同様に住まいの高台移転を進めています。

災害に強く、将来にわたって命を守れることを大前提としつつ、震災前の町の骨格や歴史を活かしながら、賑わいや活力あるまちを形成していくことが求められます。

また、三陸縦貫自動車道志津川インターチェンジの供用開始や、これに関連するアクセス道路の整備によって、今後周辺の土地利用の形態が変化していく可能性があります。豊かな自然環境を維持しながら、調和がとれた土地利用を推進していくことが求められます。

政策 3 健康・医療・福祉



※政策に対応するタイトル（健康・医療・福祉）については、政策分野の領域を示すキーワードであり、仮称となります。

※それぞれの施策にぶら下がる基本事業については、現在調整中であり、今後見直す可能性があります。

3-1 健康づくりの推進

1. 現状と課題

健康とは単に病気でない状態のみならず、身体的、精神的、更には社会的にも良好な状態を言います。近年、生活環境や生活様式の変化により、心臓病や糖尿病等の生活習慣病やストレス関連疾患、心のケアまで幅広い対策が求められています。

本町においては、平成 27 年度に、健康の保持・増進や生活の質の維持・向上を目的とする「南三陸町健康増進計画（南三陸町食育推進計画を含む）」や、また病気の早期発見・予防に向け健康・医療情報を活用する「データヘルス計画」をそれぞれ策定しました。今後は、これらの計画に基づき、分野を超えた連携により、町民の継続・一貫した健康づくりを進める必要があります。

また、健康を維持することは個人の健康観に基づくところが大きく、一人ひとりが主体的に取り組むことが必要ですが、個人の意識や努力だけで健康を維持することは困難な場合も多いことから、本町ではこれまで健康への意識向上に向けた啓発や健全な生活習慣の形成に向けた推進、健診・保健指導の充実と、地域の健康づくりのリーダーの育成を通じて地域ぐるみでの健康づくり活動に取り組んできました。

子どもから大人まで、心も体も健やかで笑顔あふれる町を目指し、地域の健康づくりのリーダーを中心に「ともに参加し、ともにつながり、ともにつくる」健康づくり活動を更に推進・支援していく必要があります。

3-2 地域医療の充実

1. 現状と課題

高齢化社会の進行を始めとした医療環境の変化への対応や、子育て環境の向上、また町民が安心していつまでも健康的な生活を送るために、医療の充実はますます重要になってきています。

本町の医療体制については、基幹医療施設であった公立志津川病院が東日本大震災により全壊流失し、震災後は入院部門を登米市米山で公立志津川病院として開設し、外来部門を南三陸町内で仮設による公立南三陸診療所として開設、運営してきました。平成 27 年度に南三陸病院として復旧・再開し、これに伴い健全な運営体制の充実に努めていくことが求められます。

また、地域に密着してきめ細かな医療を提供していくためには、一病院の体制だけでは難しく、地域の診療所と一体となり、明確な役割分担のもと、密接な連携をとっていくことが重要となります。町外の各医療機関とも密接に連携し、医療体制の強化を行っていくとともに、医療水準の向上を図っていくことが求められます。

加えて、町民それぞれに対しても、日頃の自主的な健康管理や一次医療への理解、医療サービスの受け方等、診療を受ける側の立場としての意識啓発も行っていく必要があります。

3-3 高齢者福祉の推進

1. 現状と課題

本町の高齢者（65歳以上）人口の割合は、平成26年度末時点で約32%と、約3人に1人が高齢者という状況になっています。今後も高齢化の傾向は続くことが予測されています。

また、核家族化の進行等による一人暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯の増加、認知症高齢者の増加により、今後介護の長期化や介護者の高齢化等介護に関する状況も厳しさを増していくものと考えられます。

このような状況の中、全ての高齢者が自分らしく、自分のできる範囲でいつまでも地域の一員として社会に参加し、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、福祉や保健、生涯学習などの様々な分野が垣根を越えて連携し、地域全体で高齢者を支える福祉体制づくりが求められています。

加えて、介護が必要になった場合でも高齢者が安心して生活できるように、各種介護サービスの充実や、それに伴う人材の確保が重要となります。元気な高齢者が介護を必要とする高齢者の生活を支える等、地域の支え合いの仕組みづくりを進めることも求められています。

3-4 障害者福祉の推進

1. 現状と課題

わが国では、障害を持つ人を総合的に支援し、社会参加の機会の確保により地域社会での共生を実現することを目指す障害者総合支援法が平成 25 年に施行され、障害者の範囲の見直し、相談支援の充実、障害児支援の強化、グループホームの一元化等の障害者制度改革が進められています。

また、平成 24 年 10 月に障害者虐待防止法が、平成 28 年 4 月には障害者差別解消法がそれぞれ施行され、障害の有無に関わらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会づくりが進められています。

本町においては、平成 27 年に「障害者計画」の一部見直しと、「障害福祉計画」を改定し、新しい制度への対応や、震災で失われたサービスや支援体制の回復等に取り組んでいます。今後も国の動向への対応や復興に伴う新たな問題点や課題についての情報収集に努め、地域の実情に沿った制度運用の在り方を検討していくことが求められています。

また、障害の重度化、障害者の高齢化、在宅サービス提供の在り方の見直しに伴う人材の確保といった新たな問題への対応も視野に入れながら、障害者の地域生活と就労を支援し、障害の有無に関わらず地域で暮らす人々がお互いに人格と個性を尊重し安心して暮らすことができる地域社会の実現に向けた取り組みが求められています。

3-5 子育て支援の充実

1. 現状と課題

わが国では、急速に少子化が進行し、家庭及び地域を取り巻く環境が変化しています。そのような中で一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目的として、平成 24 年 8 月に子ども・子育て支援法を始めとした子ども・子育て関連 3 法が施行されました。保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目指しています。

本町においては、これまで子育て支援センターを拠点として子育てに関わる相談や保育者のネットワーク化等に取り組んできました。現在は保育所との併設による子育て支援拠点の設置や認定子ども園への移行に向けた取り組みを進めています。

また、平成 27 年度には子ども医療費の助成対象を 18 歳まで拡大し、子育て家庭支援の充実や被災者の定住促進を図っています。

一方で、子育て支援の体制を充実するための人材が不足しており、今後も引き続き人材の確保に努める必要があります。

3-6 地域福祉の充実

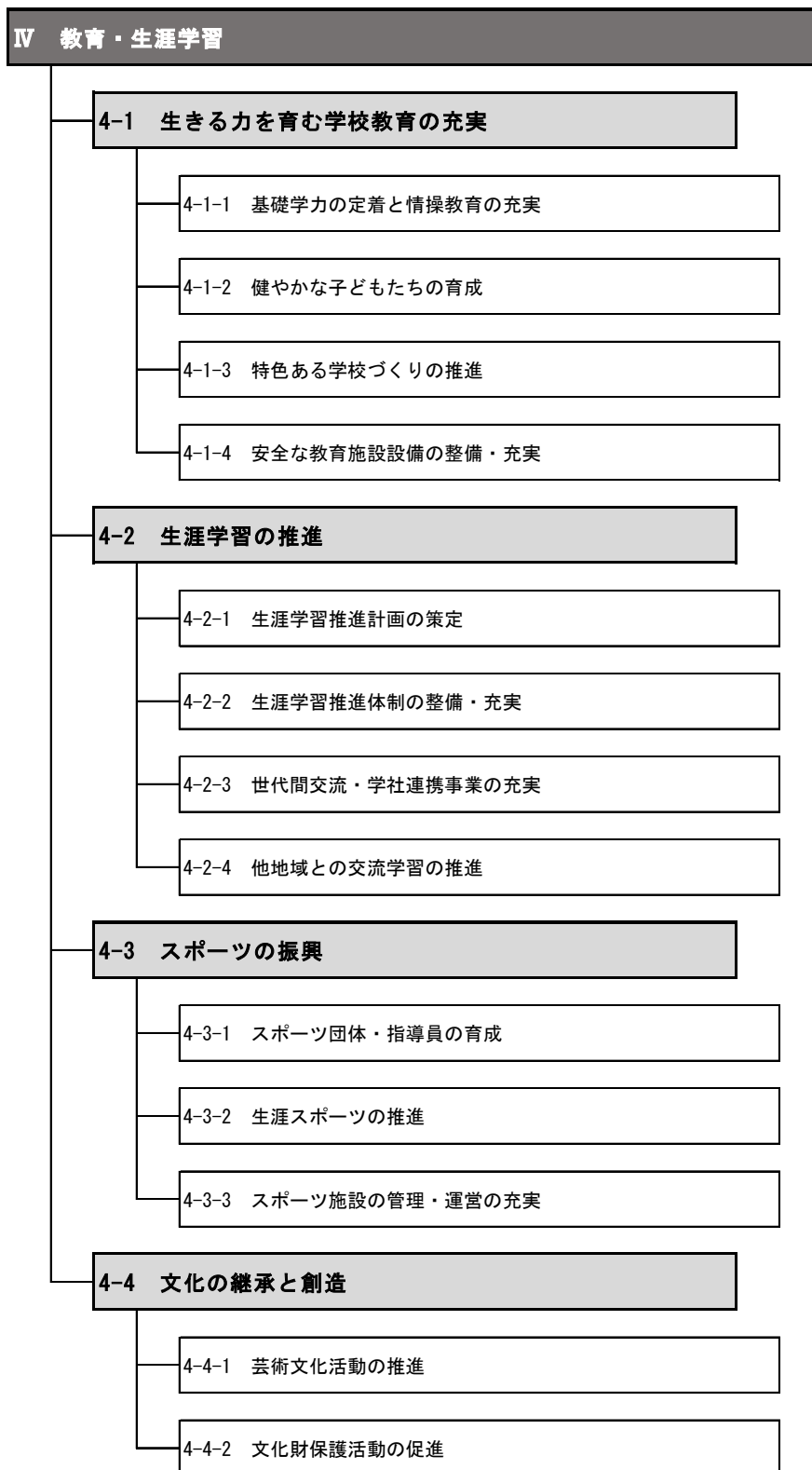
1. 現状と課題

少子高齢化の深刻化や町民の福祉に対するニーズが多様化・複雑化してきている現状に的確に対応するためには、生活圏である地域を基盤として、町民のライフステージに応じた総合的な福祉推進体制を整備し、必要な施策を実施していくことが求められます。

本町においては、「地域で自分らしい生活を送れる」自立と安心の地域づくりを基本理念に、平成20年3月に「地域福祉計画」を策定し、各種取り組みを行ってきました。

今後は、高台住宅団地への移転に伴うコミュニティの再構築にあわせて、「地域福祉計画」の改定を進めるとともに、地域全体で要援護者を支える地域福祉の仕組みづくりに取り組んでいくことが重要になります。また、総合ケアセンターを活動拠点の中心に、社会福祉協議会を始め各種団体と連携し、町内ネットワークを構築していくことが求められています。

政策 4 教育・生涯学習



※政策に対応するタイトル（教育・生涯学習）については、政策分野の領域を示すキーワードであり、仮称となります。

※それぞれの施策にぶら下がる基本事業については、現在調整中であり、今後見直す可能性があります。

4-1 生きる力を育む学校教育の充実

1. 現状と課題

学校教育は、児童・生徒の人間としてのバランスの取れた発達と生涯にわたって学び続けていくための基礎を築く役割を担っています。学校を児童・生徒が生きる力を育む場であると位置付け、創意工夫を凝らした特色ある教育活動を展開しながら、自ら考え、主体的に行動する子どもたちの育成を目指していく必要があります。

本町においては、東日本大震災以前より、少子化による生徒数の減少が深刻化していたことから、被災した戸倉中学校を志津川中学校へ統合しました。現在は、高台に移転した戸倉小学校を合わせて、小学校5校、中学校2校、高等学校1校となっています。

これまで、県と連携しながら教育基本方針に基づき、教育カリキュラムの向上や教職員の質の向上に努めてきましたが、今後も引き続き行っていくことが求められます。

また、被災後は教育方針に防災教育強化を掲げ、防災主幹教諭の配置に取り組んでいます。今後も、新たなコミュニティの形成を踏まえ、防災教育及び各地域の特性に応じた歴史・文化の伝承へ取り組んでいくことが重要になります。

※本施策については、進行中の教育大綱策定に伴い、内容が変更する可能性があります。

教育大綱：地方公共団体の長が、その地域の実情に応じ、教育、学術及び文化の振興等に関する総合的な施策について、その目標や方針を定めるものです。

4-2 生涯学習の推進

1. 現状と課題

深刻化する少子高齢化や、急速な ICT 化及びグローバル化等時代に応じて変化していく社会状況の中で、本町においても町民一人ひとりが自己の啓発に努め、豊かな人生を送ることができるように、ライフステージに応じた学習機会や情報を積極的に提供していくことが重要となります。

また、生涯学習は、地域への思いを育み、地域の未来を考える人づくりの面においても重要な役割が期待されています。そのため、本町では、多くの町民が生涯学習に取り組むことができるように生涯学習推進計画の検討を行ってきました。

東日本大震災により生涯学習やコミュニティの核であった公民館の大半が流失してしまったことから、今後の本町の生涯学習の指針として、改めて高台移転に伴い再構築されるコミュニティを見据えた計画の策定を行っていくことが必要となります。

町民と行政との協働によるまちづくりを推進するとともに、生涯学習を通じて人と地域がともに活性化していくことが求められています。

※本施策については、進行中の教育大綱策定に伴い、内容が変更する可能性があります。

教育大綱：地方公共団体の長が、その地域の実情に応じ、教育、学術及び文化の振興等に関する総合的な施策について、その目標や方針を定めるものです。

4-3 スポーツの振興

1. 現状と課題

生涯スポーツ活動の推進は、町民の心と体の健康づくりや余暇活動の充実、更には町民相互の交流促進にもつながり、地域の活性化やコミュニティの形成に大きな役割を果たします。

本町には、スポーツ交流村、平成の森等の充実したスポーツ施設があり、各種スポーツ教室や大会を通じて、町民の多くがスポーツ活動に親しんでいます。しかし、東日本大震災により被災した施設もあり、今後の需要も考慮しながら、屋外と屋内の機能分担も踏まえ、適切にこれら施設の復旧を進めていくことが求められています。

また、今後も生涯にわたる心と体の健康づくりが一層重要となることから、体育協会やスポーツ少年団等を支援し、指導者の育成を図ることで、町民の自主的なスポーツ活動の振興を推進していくことが求められています。

※本施策については、進行中の教育大綱策定に伴い、内容が変更する可能性があります。

教育大綱：地方公共団体の長が、その地域の実情に応じ、教育、学術及び文化の振興等に関する総合的な施策について、その目標や方針を定めるものです。

4-4 文化の継承と創造

1. 現状と課題

文化芸術の振興は、住む人がまちの豊かさを感じ、まちに誇りを持つ上で重要な要素となっています。

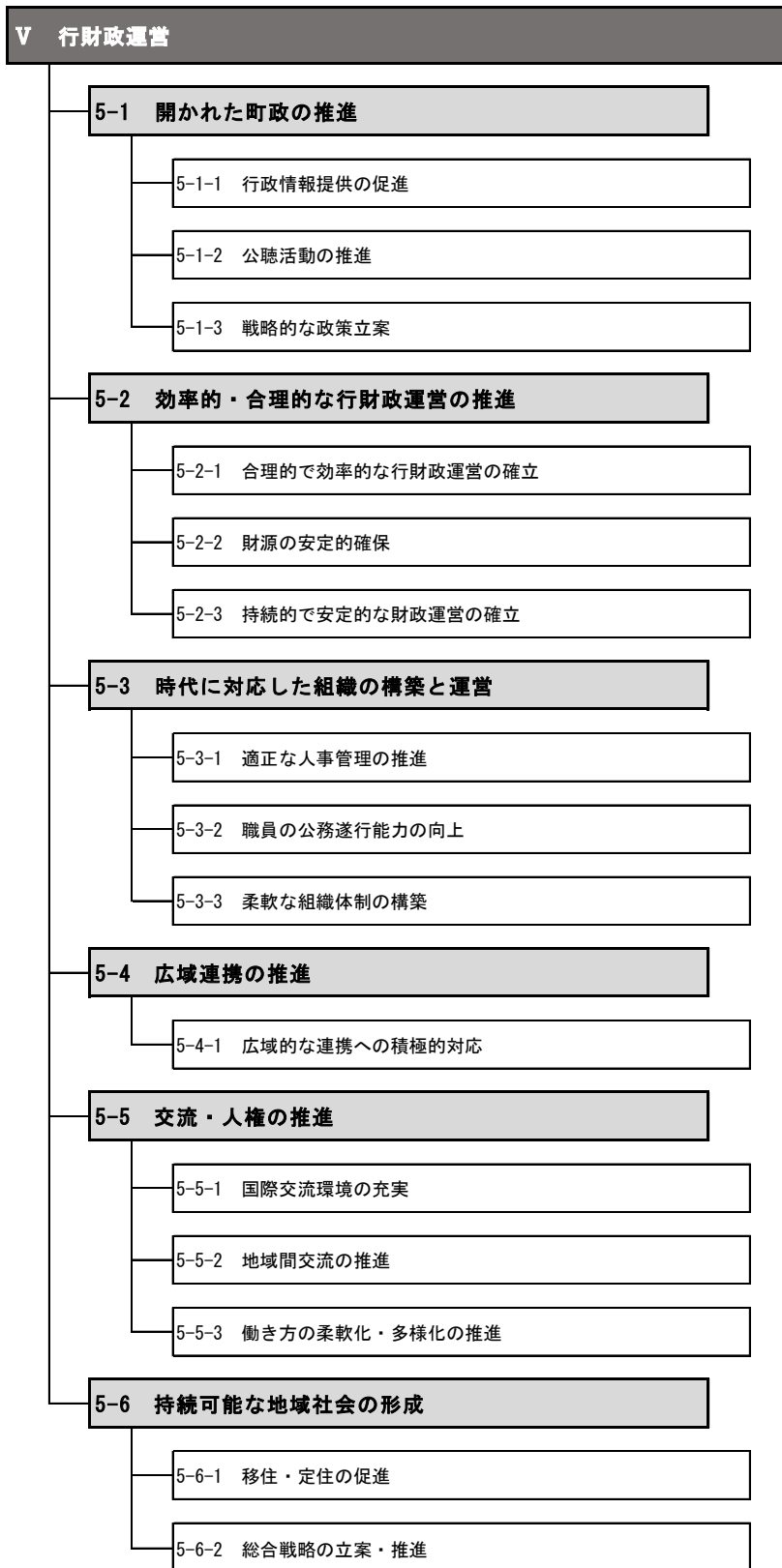
本町においては、これまで町民文化祭や芸術文化鑑賞事業等を実施するとともに、また町民主体の文化団体を支援することで、継続的な文化活動の担い手の育成につなげてきました。東日本大震災後も、文化団体からの各種芸術文化チャリティ事業等を中心に、芸術・文化鑑賞の積極的な受け入れを行っています。

今後も、町民による自主的な文化を創造する活動を支援し、団体育成に取り組み、残された貴重な文化財を保存・活用する体制づくりを進めることが重要になります。

※本施策については、進行中の教育大綱策定に伴い、内容が変更する可能性があります。

教育大綱：地方公共団体の長が、その地域の実情に応じ、教育、学術及び文化の振興等に関する総合的な施策について、その目標や方針を定めるものです。

政策 5 行財政運営



※政策に対応するタイトル（行財政運営）については、政策分野の領域を示すキーワードであり、仮称となります。

※それぞれの施策にぶら下がる基本事業については、現在調整中であり、今後見直す可能性があります。

5-1 開かれた町政の推進

1. 現状と課題

全国的に行財政状況がますます厳しくなる中、地方自治体においては一層自ら考え行動することが求められるようになっていきます。本町においても、自己決定・自己責任による行政運営を更に展開していく必要があります。

本町においては、生活環境の変化によって、町民のニーズが多様化することに伴い、町政情報の一層の提供が求められている中で、今後も町政情報の適切な保管・公開を行っていくとともに、共通の町政理解の下、行政と町民が一体となったまちづくりをしていくことが求められています。

また、復興により新たなまちが整備され、コミュニティが再構築されていく中で、今後の本町における町民の参画機会を増やす仕組みづくりが求められるとともに、新しいコミュニティや生活スタイルに合った町の一体感の醸成についての在り方を総合的に検討及び確立し、町民のまちづくりへの参加意識を高めていくことが求められます。

5-2 効率的・合理的な行財政運営の推進

1. 現状と課題

公共サービスの提供に一層の効率化が求められるようになる中で、まちづくりはもはや行政機関のみで運営するものではないという認識が定着してきました。住民ニーズの多様化・高度化へ対応するため、より一層の公共サービスの充実に向け、集中改革プランに基づく定員の適正化や、PFI・PPP 及び指定管理制度等を通じて、民間事業者の経営ノウハウ等の力を活用する取り組みが始まっています。

本町においても、本来の行政職員の在り方について見直すとともに、行政が行うべきことと外部に任せることの明確な仕分けを行っていく必要があります。

また、被災した本町においては、現在国・県からの支援による復興事業対応が主業務となって従来の行財政の適正規模が見えにくくなっており、復興後の行政需要や財政規模等を正しく見極めることが重要となります。復興事業に係る財源縮小後は、投資的経費にあたる事業の優先度を決定することが求められるため、適切な行財政構造の在り方を検討し、役場全体での最適化を進めていくことが求められます。

5-3 時代に対応した組織の構築と運営

1. 現状と課題

時代の変化に伴い常に発生する新たな行政課題や、多様化・複雑化している住民ニーズに対して、行政・民間・町民等が一体となって取り組む中で、行政においても一層柔軟な対応が求められるようになってきています。このような行政としての在り方の変化に対し、最適な行政施策を見いだすことができる優れた能力を備えた職員を育成していくことが重要な課題となっています。

また、復興事業の進捗に伴い派遣職員が徐々に帰還していく中で、適正な職員の定数管理を行うことが重要になります。地方公務員法の一部改正に伴い義務付けられた人事評価制度についても、適切に運用していくことが必要となっています。

5-4 広域連携の推進

1. 現状と課題

行財政の効率化のためには、民間活用や町民との協働のみならず、自治体の枠を超えて連携できるものは積極的に連携していくという広域連携の考え方も不可欠となります。

本町においては、東日本大震災以前に、石巻市及び登米市とともにごみ処理の広域化協議に取り組んできました。また、消防に関しては、気仙沼市とともに広域行政事務組合の設立を行ってきました。

今後も、町民ニーズが多様化・高度化していく中で、効率的な行財政運営を行うために、三陸縦貫自動車道の全線開通によって町外との交流が広がることを好機と捉え、近隣自治体のみならず、更には全国の各自治体との有効な連携の可能性を模索していくことが求められます。

5-5 交流・人権の推進

1. 現状と課題

全国的に広域交通体系の急速な充実が進む中で、人の移動が一層便利になり国内外の交流が盛んになることが予想されます。本町においても、三陸縦貫自動車道志津川インターチェンジが供用開始されることにより、仙台都市圏との時間や距離が大幅に短縮され、町内外との交流が活発になることが期待されています。

このようなことから、豊かな地域資源と町の特徴を活かした取り組みを展開し、町の活力を創出することで、国内外からの交流人口を積極的に受け入れていくとともに、本町において快適に過ごせるためのインフラ整備等が重要になります。

また同時に、人権交流の在り方についても、町が一体となって多様性についての理解を正しく持つとともに、誰もが自分らしく生きられるまちづくりを行っていくことが求められます。

5-6 持続可能な地域社会の形成

1. 現状と課題

全国的に人口減少と少子化、高齢化への取り組みが課題となっている中、本町においては東日本大震災の影響もあり、他の市町村と比べても深刻な状況におかれています。特に、地域を支える世代となる若年層の流出に歯止めがかからない状況にあり、このままでは地域社会の存続自体が困難になることが懸念されます。

本町が将来にわたって賑わいのある地域社会を維持していくためには、定住を促す施策や少子化への対応策を推し進めるとともに、若い世代を中心とする移住者の積極的な受け入れを行っていく必要があります。